

10月は、
不正軽油撲滅強化月間

福島県では、軽油の販売・消費に関係する民間団体と関連する行政機関とで「福島県不正軽油対策会議」を設立し、不正軽油の撲滅に向けた取り組みの中で、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、構成団体と連携・協力しながら、各種の調査や広報活動など、その取り組みを強化しています。

不正軽油とは、軽油に課税される軽油引取税を脱税するために、灯油や重油を混ぜるなどして製造した燃料で、環境汚染や不法投棄の問題の他に、石油製品販売業・運輸業・建設業等の公正な市場競争も阻害しています。

不正軽油に関する罰則については、不正軽油問題へ厳正に対処するため、不正軽油に関わるすべての人が罰則の対象となります。

不正軽油は

撲滅！不正軽油！



ストップ！不正軽油！

犯罪です!!

作らない 売らない 買わない 使わない を実践しましょう。

不正軽油に関する情報等がありましたら、下記までお寄せください。

例えば、 灯油や重油をトラックの燃料として販売、使用しているようだ。
安い軽油を購入したが色がおかしい。
廃工場などに不審なタンクローリーが出入りしている。・・・など

連絡先：県庁税務課（電話：024-521-7205 FAX:024-521-7905 e-mail：zeimu@pref.fukushima.jp）又は最寄りの
地方振興局県税部までご連絡ください。 福島県ホームページの「くらしと県税」からも情報提供できます。
URL：<https://portal.e-madoguchi.jp/recept/public/mu1/bin/form.rbz?cd=252>（匿名で提供も可能です。）

福島県不正軽油対策会議

福島県石油商業組合 / 社団法人福島県トラック協会 / 社団法人福島県バス協会
社団法人福島県建設業協会 / 福島海上保安部 / 福島県警察本部 / 福島県

（福島県総務部税務課）